

立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する 集団食中毒に関する保護者説明会の概要について

1 説明会日程・参加保護者数

日程	学校名	参加保護者数
平成 29 年 3 月 14 日 (火)	第九小学校	24 人
	第十小学校	24 人
平成 29 年 3 月 15 日 (水)	南砂小学校	11 人
	新生小学校	11 人
平成 29 年 3 月 16 日 (木)	けやき台小学校	11 人
	若葉小学校	8 人
平成 29 年 3 月 17 日 (金)	松中小学校	23 人
計		112 人

*説明会の時間は 19 時～21 時。

2 説明会従事職員

説明者：教育長、教育部長、教育総務課長、学務課長、学校給食課長

学校給食課管理係長、給食係長、栄養士

従事職員：教育総務課、学務課、指導課、学校給食課職員

東海屋：代表取締役、専務取締役、営業部長、営業副部長

東海屋代理人弁護士 4 名

*3 月 14 日 (火)、15 日 (水)、16 日 (木) は 2 校で説明会を開催したため、教育長は時間を区切り 2 校の説明会に出席。

3 説明会次第

- 1) 教育委員会からのお詫び
- 2) 説明者紹介、説明会の進め方説明
- 3) 経過について説明
- 4) 質疑応答
- 5) 補償内容について説明 (東海屋)
- 6) 質疑応答
- 7) 閉会のあいさつ

4 説明会配付資料

- 1) 「立川市学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒に関する保護者説明会資料」
- 2) 「弊社商品による食中毒事件についてのお詫び」(東海屋)

*上記資料については学校を通じて説明会翌日に当該校の児童の保護者全員へ配付した。

5 説明会での主な質疑内容

1) 情報発信について

【質問 1-1】食中毒に関する保護者への情報発信について

【回答 1-1】2月18日(土)の午前中には教育委員会から各校へ連絡し、保護者へ情報を発信するよう依頼をした。

【質問 1-2】情報発信が学校任せになっていないか。

【回答 1-2】事案覚知後の情報発信のあり方については、保健所や医療機関等とも連携して、その方法などを改善していきたい。

【質問 1-3】子どものことなので早く情報提供してほしかった。

【回答 1-3】「原因などは不明」ということも含めて今後速やかに情報発信していきたい。また、情報媒体についても検討し、この事案の総括の中で示していきたい。

【意見 1-4】保護者の一人として同じ保護者の皆さんに伝えたい。口コミに惑わされないためにも、学校給食共同調理場をぜひ一度見学してほしい。今回確かに保護者は被害者だが、今は「保護者」「学校」「行政」が協力して対処するときだと思う。

【回答 1-4】ぜひ、学校給食共同調理場の見学と給食の試食をしていただきたい。

2) 保健所への報告について

【質問 2-1】「同一校で10人以上の発症がなければ報告の必要はない」という保健所の基準について、その「10人」はどんな根拠によるものか。

【回答 2-1】このことは市からの問い合わせに対する保健所からの回答を記載したものととなる。今回の事案を教訓として保健所へ伝えるとともに、今後、保健所とも連携して取り組む必要がある。

3) 食中毒原因食材について

【質問 3-1】原因は「キザミのり」で間違いはないのか。和歌山県御坊市の食中毒との関連はあるのか。

【回答 3-1】和歌山県御坊市の食中毒が発生した時点では原因食材は不明であった。その後、2月27日に大阪市から連絡があり、御坊市と立川市が関連して

いることが判明した。(東海屋)

【質問 3-2】 東海屋の品質管理体制はどのようなものだったのか。

【回答 3-2】 2か月に一度、サンプリング検査を行っていた。(東海屋)

【質問 3-3】 食中毒発生当初、2月17日(金)に提供した給食を疑ったのはなぜか。
ノロウイルスの潜伏時間を考えると16日(木)の給食を疑うべきではなかったのか。

【回答 3-3】 ノロウイルスに感染した場合、喫食後数時間で発症する人もいるため、17日(金)に提供した給食が原因の可能性もあったが、17日(金)の給食と確定した発表はしていない。

【質問 3-4】 食材のノロウイルス検査は、どれくらいの時間がかかるのか。

【回答 3-4】 ある程度の時間が必要と聞いている。短期間では難しい。

【質問 3-5】 東海屋としての委託業者の選定基準は。

【回答 3-5】 今回事故を起こした下請け業者とは30年以上の取引があり、20年前から刻み加工を委託している。同じ地域の業者ということで委託していた。
(東海屋)

【質問 3-6】 今回の原因食材は海苔であったが、責任は全て東海屋にあるのか。

【回答 3-6】 学校給食の提供、食材料の調達は市の責任において行っている。その意味で、市にも責任がある。ただし、調理従事者と調理施設には問題がなかったことは申し添える。

4) 食中毒の発症者について

【質問 4-1】 学校や学年で発症者の差があった理由は。

【回答 4-1】 発症者に差があったことの原因については不明である。保健所の調査においても、仕入れ先から回収した全ての海苔からノロウイルスが検出されたわけではなかった。

【質問 4-2】 食中毒の原因となったメニューを、Aブロックの6校でも15日(水)に食べているが、なぜAブロックでは食中毒が発生しなかったのか。

【回答 4-2】 AブロックとBブロックでは「キザミのり」の納品日が違っていた。また、仕入れ先に保管してあった在庫商品の検査においても15検体中4検体からノロウイルスが検出された。ロットが違ったかどうかは保健所でも把握できていないが、その可能性はある。

5) 二次感染について

【質問 5-1】 今回、二次感染もあったと思うが、その統計はとっているのか。

【回答 5-1】 保育園や中学校から報告があったが二次感染の全体状況は把握できていない。

【質問 5-2】教室に感染予防キットはあるのか。二次感染を防ぐため、吐物処理のシミュレーションを含め準備しておく必要があるのでは。

【回答 5-2】教室単位ではないが、学校には感染予防キットはある。今回はこれを使用していた。シミュレーションについては、教職員、児童にとっても大切なことと考え今後体制を整えていきたい。

【質問 5-3】学校の消毒はいつまで実施するのか。

【回答 5-3】終了時期は決めていないが当面は卒業式の頃まで行い、それ以降の実施方法等については学校と調整する。

6) 食材調達について

【質問 6-1】全ての食材が食中毒の原因となる可能性があるため、その品質管理はどのように行っているか。

【回答 6-1】加熱殺菌の記録、納入までの工程を把握することで、安全な食材を選定する。

【質問 6-2】今回事故を起こした海苔業者の製品を今後の給食でも使うのか。

【回答 6-2】再発防止対策のとおり、「ノロウイルス非感染検査証明書」を提出可能な業者が条件となる。ただし、この海苔業者の製品は仕入れ業者が持ってきたとしても選定しない。

非加熱で使用する食材については、12月～3月の間は、証明書があったとしてもなるべく避けたいと考えている。

【質問 6-3】市が書類を求めるだけでは保護者は安心できない。市として、末端まで安全確認を行い、その結果を保護者へ公表してほしい。

【回答 6-3】市で実施している食材料の検査は現在年3回となる。今後は検査回数の増と検査結果の公表についても検討したい。

【質問 6-4】今回の食中毒では、原因が判明するまで時間がかかった。原材料マニュアルの保存リストに乾物の記載がないが、今後はどうしていくのか。

【回答 6-4】乾物については今後2週間保存する。

【質問 6-5】下請けに出している食材はのり以外にもあるのか。それは一部の食材なのか大部分なのか。管理はどうしているのか。

【回答 6-5】製造元の工場から仕入れ先に直接納品している食材が多い。管理については「製造工程表」を出すことになっている。下請けを使っている食材は管理を徹底するよう指示したい。

【質問 6-6】多摩立川保健所が仕入れ先から採取した「キザみのり」の検査においても、15検体中4検体しか検出されなかった中で、今後はどういう検査をしていくのか。

【回答 6-6】 製造過程でノロウイルスが確実に殺菌できる工程を確認していく。

【質問 6-7】 東海屋と直接取引しているのは立川市かグリーンハウスか。

【回答 6-7】 東海屋とは立川市へ食材料を納入している事業者が直接取引している。食材料調達には市が行っているが、食材の規格を仕様書で指定しており、東海屋の製品を指定したものではない。立川市として加工場等への立入検査はしていないが、市が直接取引している納入業者に対しては食材料選定の段階で一定の書類提出は求めている。今回の事案に関しては、製造元が一番の責任を負うものと考えているが、市と直接取引した納入事業者に対しても一定の責任を求める予定である。

【質問 6-8】 市は今後、どうやって食材の安全を担保するのか。

【回答 6-8】 食材料調達の方法を改善することで安全を担保していく。製造会社への立入検査は都道府県レベルで実施してもらうしかない。都道府県の検査のもと食材料を選定していく。

【質問 6-9】 「ノロウイルス非感染検査証明書」の取り方は。

【回答 6-9】 製造元や販売元が食材料にノロウイルスが付着しているかどうかの検査を行い、その結果を市へ提出してもらう。サンプル調査になるが、食材料自体の検査を行う。

【質問 6-10】 食材料が納品される過程には、事業者がいくつも間に入る場合がある。このような場合、市と直接取引をしない製造元の事業者などについて、市はどのように管理監督を行っていくのか。

【回答 6-10】 安全を確認するためにどのような書類が必要かを明確にし、市と直接取引する納入事業者にその提出を求める。「製品の納入工程図」の提出を求め、下請事業者が入っているかについても確認していく。これらの書類は食材料を選定する度に提出を求める。

7) 調理工程について

【質問 7-1】 再発防止策に温度管理について記載があるが、温度計の点検は定期的に行っているか。

【回答 7-1】 温度計の点検は行っている。

【質問 7-2】 学校給食共同調理場でも検食はしているのか。検食者は発症しなかったのか。

【回答 7-2】 毎日 11 時 40 分頃に 3 名が給食を検食しているが発症者はいない。

8) 給食費について

【質問 8-1】 食中毒の原因となった 2 月 16 日分の給食費は返還の対象となるのか。

【回答 8-1】 2 月 16 日については返還の対象となる。

【質問 8-2】 事前に口座から引き落とされた給食費は返還されるのか。

【回答 8-2】 2 月分を日割りで返還するとともに、すでに引き落とされている場合は 3 月分も返還する。

9) 給食提供停止期間中の対応について

【質問 9-1】 給食停止期間中、他の業者からの弁当配付を検討しなかったのか。

【回答 9-1】 複数社に分割発注することも含めて検討したが、学校給食として必要数を賄える事業者がいなかった。

【質問 9-2】 就学援助認定世帯だけでなく全家庭を対象に補償すべきではないか。

【回答 9-2】 給食費が免除されているので、給食費の返還対象となっていないため、その分を補償するものである。

10) 給食再開について

【質問 10-1】 食中毒の原因が判明した段階ですぐに給食を再開しなかったのか。

【回答 10-1】 このような食中毒事案が起きてしまった以上、市が今まで行ってきたことも見直し、それらを保護者へ説明してから再開すべきと判断した。

【質問 10-2】 2 月 21 日（火）、22 日（水）献立は、どのようにして決めたのか。

【回答 10-2】 毎年、この時期は 6 年生のリクエストが多い献立を提供している。今回もリクエストの多い献立を選んだ。しっかり加熱調理し安全な給食を提供する。

【質問 10-3】 給食再開を聞いて、子どもが給食を食べたくないと言っている。給食再開にあたって、子どもたちに「安心」を伝える機会を設けないのか。

【回答 10-3】 給食を安心して食べてもらえるよう児童の心のケアを心理職や指導主事を学校に派遣し実施している。この間栄養士も学校に派遣し、お詫びとともに安全な学校給食を提供することを児童へ説明している。

【質問 10-4】 子どもが給食を食べたくない場合は拒否しても良いか。

【回答 10-4】 子どもの気持ちを優先して構わない。児童が安心して給食を食べられるように市でも取り組んでいく。

【質問 10-5】 給食後の子どもたちの様子を先生から日々情報を発信してほしい。

【回答 10-5】 給食再開にあたっては、子どもたちの様子を教えてほしいと担任たちに伝えている。教育委員会と学校が連携しながら、状況に応じて児童のサポートをしていきたい。

【質問 10-6】 給食を再開した際にのりは使用するのか。

【回答 10-6】 今回のような「キザみのり」の使用予定はないが、調理の中で加熱する食材の一つとして海苔を使う場合もあると考える。

【質問 10-7】 3月13日に決定し、なぜ21日からの再開なのか。

【回答 10-7】 食材を調達する都合や調理施設内の清掃・消毒などで一定の日数が必要のため21日に給食を再開する。

【質問 10-8】 給食再開の理由は何か。

【回答 10-8】 この時期は卒業する6年生のために、「リクエスト給食」を提供している。再発防止策がまとまったこと、多摩立川保健所による施設の安全性が確認されること、6年生にこの給食を食べて卒業してもらいたいということ、保護者の負担軽減等、総合的に判断して決定した。

11) 新たな学校給食共同調理場について

【質問 11-1】 自校式の小学校8校と中学校給食が新調理場に移行する方針に変更はないのか？

【回答 11-1】 学校給食運営審議会でこの件を審議いただいているが、今回の事案を踏まえて審議会から答申をいただき、その後、市の方針を決定していく。

【質問 11-2】 自校式なら被害が少なかったと思うが、共同調理場の新設で中学校給食を進めるのか。市の安全管理に問題があるから今回のようなことが起きた。これが改善されなければ、新しい共同調理場をつくっても同じことが起こる。市として、信用できる事業者を選別できるようにしてもらわないと困る。

【回答 11-2】 提供食数が多いため被害が大きくなったことはあるが、小平市では単独調理校2校で同様の事案が発生した。今回の事案で多摩立川保健所調査、検査が入ったが共同調理場や調理従業者には問題はなかった。

12) 医療費等の補償

【質問 12-1】 当初は市が加入している保険で補償とのことだったが変更した理由は。

【回答 12-1】 食中毒の原因が不明であったため当初は市が加入している保険適用を考えていた。原因食材が判明したため、製造元の東海屋が加入している保険を適用することとなった。

【質問 12-2】 子どもが重症で入院した。夫も二次感染し仕事に行けなくなった。入院付き添いの負担もあった。入院した子に付き切りになったことで、もう一人の子が精神的に不安定になった。このようなことも慰謝料の対象となるのか。

【回答 12-2】 個別のケースについては個々の判断となるため、その状況を補償関係書類に記載していただき、判断する。(東海屋代理人弁護士)

【質問 12-3】 自家用車を使用した場合など請求書のない交通費の請求手続きはどうか。あまり煩雑にならないようお願いしたい。

【回答 12-3】 自家用車の使用は距離制を考えている。記載項目を簡略にすべきか、詳細にすべきか検討する。(東海屋代理人弁護士)

【質問 12-4】 説明会に参加できなかった人たちに対する問い合わせの窓口はどこになるのか。

【回答 12-4】 説明会の内容は市ホームページで公開する。補償に関しては来週以降東海屋の連絡先を案内する。市の窓口は学校給食課となる。

【質問 12-5】 東海屋の下請業者が取材を受けていたが、衛生管理に疑問を感じた。東海屋の管理監督責任は大きい。問題が大きいため、補償の資力は大丈夫なのか。御坊市と小平市でも、立川市の場合と同様の補償を行うのか。

【回答 12-5】 当該下請業者とは取引を停止し再開する予定はない。仮に何らかの食料で下請に出すようなことがあれば、衛生管理の監督をしっかり行う。東京海上日動火災保険(株)のPL保険(製造物賠償責任保険)を適用するため、資力には問題ないと考えている。今回はあくまで立川市における補償の話をする場であるため、他市のことについての言及は控えさせてほしい。(東海屋代理人弁護士)

【質問 12-6】 自宅療養など、医療機関を受診していない場合も補償対象となるのか。

【回答 12-6】 医療機関を受診していなくても、発症していれば補償対象とする。(東海屋代理人弁護士)

【質問 12-7】 医療費や交通費の領収書がない場合は補償の対象とならないのか。

【回答 12-7】 基本的に領収書は添付していただくが、紛失した場合でも個別にお話を伺う等して対応する。なければ補償しないという訳ではない。(東海屋代理人弁護士)